報告第12号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定 により報告する。

令和4年10月31日提出

幸手市長 木 村 純 夫

専決第7号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年10月3日

幸手市長 木 村 純 夫

記

1 相手方

2 事故の概要

令和4年7月29日午後5時10分頃、市道105号線幸手市大字内国府間705番4地先の道路において、埋設排水管の破損が原因により、トラックが走行中に道路が陥没し、左後輪が穴にはまり動けなくなったものである。

3 損害賠償額

金40,656円

上記金額の内訳(合計に責任割合100%を乗じたものとする。)

車両レッカー代 40,656円

合 計 40,656円